

＜三位一体の改革に伴う環境監視調査等業務について＞

平成16年12月24日に閣議決定された平成17年度予算(案)において、三位一体の改革の一環として、環境監視調査等に係る事業に対する補助金の一部については、今年度をもって廃止し、その原資については平成17年度から地方公共団体へ税源が移譲されることとなった。

これに基づき、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、騒音規制法、ダイオキシン類対策特別措置法、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律等の規定に基づく水質汚濁、大気汚染、自動車騒音、土壤汚染、地盤沈下に係る環境監視調査等については、平成17年度から都道府県、政令市等の財源により実施されることとなる。

このことにより、環境監視調査等事業の法的位置付け及びその重要性は何ら変わることはない。環境省としては、地方公共団体による環境監視調査等の適正な水準の確保を図る観点から、昨年末、都道府県知事、政令市長宛に、この旨を通知し、環境監視の地点、項目、頻度等に関して引き続き適正な監視水準を確保されるよう要請したところである。

平成17年度 環境監視調査等補助金（地方公共団体交付分）について

	平成16年度	平成17年度
予算額	環境監視調査等補助金 2,654,560千円 (平成16年度当初予算額)	環境監視調査等補助金 [一部を除き廃止・税源移譲] 100,000千円
対象事業	「環境監視調査等補助金交付要綱」 第3条 (1)水質汚濁防止対策事業 ア 水質環境基準等監視 イ 水質測定計画作成 ウ 発生負荷量管理等調査 エ 水質環境基準類型当てはめ見直し調査 オ トリハロメタン生成能監視 カ ダイオキシン類水質汚濁監視 キ ダイオキシン類水質汚染緊急調査 (2)地盤沈下防止対策事業 (3)土壤汚染防止対策事業 ア 農用地土壤汚染防止対策調査 イ 市街地土壤汚染監視 ウ ダイオキシン類土壤汚染監視 (4)有害大気汚染物質対策事業 ア 有害大気汚染物質監視 イ ダイオキシン類大気汚染監視 (5)環境汚染物質等監視事業 ア 大気汚染物質等監視 イ 水質汚濁物質等監視	「環境監視調査等補助金交付要綱」 第3条に規定する各事業は、補助制度を廃止し、税源移譲する。
	(予算額：2,554,560千円)	(予算額：0千円)
	「環境監視調査等補助金（ダイオキシン類土壤汚染対策事業費補助金）交付要綱」に規定する事業	平成16年度と同じ
	(予算額：100,000千円)	(予算額：100,000千円)